

## 自治基本条例について

経営企画室

### ■自治基本条例の必要性

- ・必要であれば、作ればよいと先生は答える。ただし、それは「作る必要がない」という意味ではない。
- ・地方分権の流れ、住民の意思や行動の多様化、財政の逼迫などが背景にある。
- ・こういう時代だからこそ「高森町のかたち」 constitution を明らかにする必要がある。
- ・この「高森町のかたち」とは、高森町という地域社会のルール（条例、規則や地域の慣行など）、歴史文化、自然環境などの総体をさす。
- ・「この町はこういう町なんだ」というものを、今住んでいる人、これから高森町で育っていく人、が確認する手段の一つとして、自治基本条例がある。
- ・自治基本条例は、一般的には「まちの憲法」と位置付けられる。→となると、この条例にあわせて、今後、今までの計画や条例が見直される必要があるかも。
- ・地方自治法や地方公務員法は、議会や役場の組織や権限、職員の人事や服務などについて定めているが、主権者である住民がまちづくりに参加するという点で定めているものはない。
- ・高森町が行ってきた「住民参加のまちづくり」の良いところはもっと伸ばし、悪いところは勇気をもって変えていく、こういうことをきちんと「見える化」する。
- ・条例とは議会の議決が必要なもの。首長が変わっても、上記の部分をつなげていくイメージ。

### ■まちづくりパワーアップ委員会の報告書から

#### 1) 情報の共有

- ・自治基本条例とはこういうものですよ、これができるようになりますよ、というだけの情報ではなく、その作り上げていくプロセスを常に考えていく。
- ・情報の共有は、まちづくりの全ての前提になるもの。
- ・行政と住民や議会が持つ情報の「質」を同じにするイメージ。

#### 2) 地域経営の参加

- ・地域とは自治体だけで成り立っているわけではない。行政区域であると同時に、住民のコミュニティでもある。
- ・地域経営への参加とは「住民が行政のことへ参加」することだけではない。「行政が住民組織等へ参加する」「議会へ住民が参加する」「住民一人一人の社会貢献活動への参加」なども含む。

#### 3) 自ら学ぶ、人を育てる

- ・地方公務員の役割は「住民の福祉の増進」＝そこに住む人々の幸せをより一層大きくする。
- ・その人々がお互いを高め合うことは、地域の自治を考える上では重要。まちづくりは人づくり。
- ・その人々が好き勝手に、お互い好きなことを言う、好きなことをやる、という地域には幸せは生まれにくい。（社会的ジレンマ）だからこそ、みんなが学び合い、共に育っていくということは、お互いの立場や考えを理解しあうことにつながる（社会関係資本の醸成）。そういうお互い学び

合う風土がある地域をぜひ作ってほしい。

### ■地域経営の担い手（行政、議会、自治組織、NPO、まちづくり団体、事業者など…）の権利か責任か

- ・地域経営の担い手の役割分担、責務、責任にどこまで踏み込めるかは、大きな課題。
- ・例えば「～に努めるものとする」「～しなければならない」という表現。その内容は大きく違ってくる。

### ■地域経営と縦系（信託と統制）と横系（新しい公共）

- ・地域の経営は「縦系」＝二元代表制における信託と統制と「横系」＝行政だけではなく、いわゆる「新しい公共」（行政だけが事業を行うのではなく、町民、企業、自治組織などが横につながり、いわゆる公「おおやけ」という視点の事業を展開するイメージ）で出来ている。
- ・この横系の関係を作ることは難しいが、国に比べると地方自治体は地域や住民に密着している。だからこそ（地方自治体だからこそ、地方政府として）自治基本条例の中でこの横系の関係を表すことが可能であり重要ではないか。

### ■自治基本条例策定後の影響は？

- ・上記のようなものを定めた場合、今まで以上に役場職員として責任を持って仕事をする必要が出てくる。「自治基本条例に書いてあるのに、やってないじゃないか、やっていたのに止めてしまったじゃないか」という声が出てくる可能性はあり（ニセコ町の事例）。
- ・しかし、こういう多様な意見や行動をまとめあげ、一つのカタチとして創り上げることが、これからの地域経営にとって重要。これが民主主義。

### 今日のワークショップの目的

まちパワ委員会からの報告書の中には「役場の職員ってこうあったほしい」という意見があります。今日は、まずは僕たち職員自身が「役場の職員ってどうあるべきなのかな？」ということ、みんなと一緒に話し合いたいと思って、ワークショップを開催します。

また、ここで出た意見は、「みんなでつくるあったかもりプロジェクト」の自治基本条例策定チームの皆さんへお渡しし、今後の条例づくりに活かしていきます。よろしくお願い致します。

### 【参考資料等】

- ・20130820 大杉覚首都大学東京大学院教授の講演会資料  
<http://www.town.takamori.nagano.jp/contents/02000275.html>
- ・20110506 大杉覚首都大学東京大学院教授 講演会メモ  
<http://www.town.takamori.nagano.jp/contents/02000202.htm>
- ・20120222 大杉覚首都大学東京大学院教授 座談会議事録  
<http://www.town.takamori.nagano.jp/contents/02000202.htm>
- ・『自治基本条例は活きているか!?—ニセコ町まちづくり基本条例10年』 木佐 茂男 (編), 名塚 昭 (編), 片山 健也 (編)